



議案第九十三号

本泉地区かんがい排水事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）

計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年九月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 事業の名称及び工事名 かんがい排水事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）本泉地区かんがい排水工事
- 二 施行場所 三朝町大字本泉地内
- 三 工事の概要 延長三八四〇メートル  
鉄筋コンクリート角フリューム布設
- 四 事業費 八〇七〇〇〇円
- 五 事業の実施方法 請負
- 六 工事の時期 昭和五十六年度